

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）
- 第 2 章 建設工事関係者の役割（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 計画の作成等（第 7 条―第 13 条）
- 第 4 章 建設発生土（第 14 条―第 17 条）
- 第 5 章 建設廃棄物（第 18 条―第 23 条）
- 第 6 章 建設廃棄物の種類ごとの留意事項（第 24 条―第 32 条）
- 第 7 章 雑則（第 33 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、仙台市環境行動計画の趣旨に則り、また循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 10 条、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）第 4 条第 1 項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 4 条第 1 項、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 8 条及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。）第 4 条の規定に基づき、水道局が発注する建設工事において、再生資源の十分な利用及び建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を実施し、もって発注工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図り、環境への負荷の低減に資することを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この要綱は建設副産物が発生する工事請負契約の建設工事に適用する。

（定義）

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設副産物 建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 建設発生土 建設工事に伴い副次的に得られた土砂（浚渫土を含む。）をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）であるものをいう。
- (4) 建設資材 建設工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が廃棄物となったものをいう。
- (6) 分別解体等 次の各号に掲げる建設工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。
 - ア. 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）においては、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
 - イ. 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事（以下「新築工事等」という。）においては、

当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為

(7)再使用 次に掲げる行為をいう。

ア. 建設副産物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）

イ. 建設副産物のうち有用なものを部品その他製品の一部として使用すること

(8)再生利用 建設廃棄物を資材又は原材料として利用することをいう。

(9)熱回収 建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。

(10)再資源化 次に掲げる行為であって、建設廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。

ア. 建設廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為

イ. 建設廃棄物であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

(11)縮減 焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設副産物の大きさを減ずる行為をいう。

(12)再資源化等 再資源化及び縮減をいう。

(13)特定建設資材 建設資材のうち、建設リサイクル法施行令で定められた以下のものをいう。

ア. コンクリート

イ. コンクリート及び鉄から成る建設資材

ウ. 木材（仮設材を含む。）

エ. アスファルト・コンクリート

(14)特定建設資材廃棄物 特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

(15)指定建設資材廃棄物 特定建設資材廃棄物で再資源化に一定の施設を必要とするもののうち建設リサイクル法施行令で定められた木材が廃棄物となったものをいう。

(16)対象建設工事 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上のものをいう。

(17)建設副産物対策 建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進を総称していう。

(18)再生資源利用計画 建設資材を搬入する建設工事において、資源有効利用促進法に規定する再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。

(19)再生資源利用促進計画 資源有効利用促進法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。

(20)発注者 建設工事の発注担当課をいう。

(21)受注者 発注者から直接工事を請け負った建設業を営む者をいう。

(22)ケーキ改良土 仙台市水道局所管の浄水場から発生する浄水ケーキを原材料としたケーキ改良土をいう。

（基本方針）

第4条 発注者及び受注者は、次の基本方針により、適切な役割分担の下に建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- (2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。
- (3) 建設副産物のうち、再使用がされないものであって再生利用が可能なものについては、再生利用を行うこと。
- (4) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものであって熱回収することが可能なものについては、熱回収を行うこと。
- (5) 建設副産物のうち、前3号及び前4号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第2章 建設工事関係者の役割

(発注者の責務と役割)

第5条 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

また、発注者は、発注に当たっては、受注者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

- 2 発注者は、分別解体等の実施が容易となる設計、建設廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努めなければならない。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等の建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努めなければならない。

(受注者の責務と役割)

第6条 受注者は、当該建設工事に用いる、建設資材の選択、施工方法等の工夫及び施工技術の開発等により、建設副産物の発生の抑制に努めるとともに、分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施を容易にし、それに要する費用を低減するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、分別解体等を適正に実施するとともに、排出事業者として建設廃棄物の再資源化等及び処理を適正に実施するよう努めなければならない。
- 3 受注者は、建設廃棄物の処理を行う者に対して、建設廃棄物の再資源化等を適正に実施するとともに、再資源化等がなされないものについては適正に処分するよう指導しなければならない。
- 4 受注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に関し中心的な役割を担っていることを認識し、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。

また、建設副産物対策を適切に実施するため、当該建設工事の関係者に対し、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の実施についての明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。

- 5 受注者は、工事現場の責任者に対する指導並びに当該建設工事の関係者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第3章 計画の作成等

(工事全体の手順)

第7条 建設工事は、次の手順により実施しなければならない。

- (1) 事前調査の実施（第8条）
- (2) 分別解体等の計画の作成（第9条）
- (3) 発注及び契約（第10条）
- (4) 工事着手前に行うべき事項（第11条～第12条）
- (5) 工事の施工（第14条～第21条）
- (6) 再資源化等の実施（第22条）
- (7) 発注者への完了報告（第13条）

(事前調査の実施)

第8条 対象建設工事を発注者から直接受注しようとする者は、当該工事請負契約を締結するまでの間に建設リサイクル法施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）の規定に基づき、次に掲げる事項を調査しなければならない。

- (1) 建設工事に係る建築物等及びその周辺の状況
- (2) 分別解体等をするために必要な作業を行う場所（以下「作業場所」という。）
- (3) 建設工事の現場からの建設資材廃棄物その他の物の搬出の経路（以下「搬出経路」という。）
- (4) 残存物品（解体する建築物の敷地内に存する物品で、当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）の有無
- (5) 吹付け石綿その他の建築物等に用いられた建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(分別解体等の計画の作成)

第9条 対象建設工事を発注者から直接受注しようとする者は、前条の事前調査の結果を踏まえ、当該工事請負契約を締結するまでの間に、建設副産物の発生抑制並びに建設廃棄物の再資源化等の促進及び適正な処理が計画的かつ効率的に行われるよう、適切な分別解体等の計画を作成しなければならない。分別解体等の計画等においては、それぞれの工事の種類に応じて特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）の別表1、別表2又は別表3を作成しなければならない。

2 対象建設工事を発注者から直接受注しようとする者は、建設リサイクル法の規定に基づき、当該工事請負契約を締結するまでの間に、前項の規定に基づき作成した書面を添付した上で、次の事項を記載した説明書（様式1）を発注者に提出し説明しなければならない。

- (1) 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- (2) 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- (3) 工事着手の時期及び工程の概要
- (4) 分別解体等の計画

(5) 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
(発注及び契約)

第 10 条 発注者は、建設工事の発注に当たっては、建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

2 対象建設工事の請負契約の受注者は、工事の請負契約において、建設業法で定められたもののほか、建設リサイクル法で定められた事項を書面に記載し発注者に交付しなければならない。

3 受注者は、解体工事の請負又は建設廃棄物の収集運搬若しくは処分を委託する場合、それぞれ個別に直接契約をしなければならない。

(工事着手前に行うべき事項)

第 11 条 対象建設工事の発注者は、分別解体省令で定められた届出を要する行為をしようとするときは、工事に着手する日までに、電子申請等により市長にその旨を通知しなければならない。

2 対象建設工事の受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、対象建設工事について発注者が市長に通知した事項を告知書(様式 2)により告げなければならない。

3 受注者は、工事請負契約に基づき、建設副産物の発生の抑制、再資源化等の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成しなければならない。

施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成しなければならない。

4 受注者は、作業場所及び搬出経路の確保を行わなければならない。

(工事現場の管理体制)

第 12 条 受注者は、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で建設業法及び建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)で定められた基準に適合する者を置かなければならない。

2 解体工事を行う受注者あるいは受注者より解体工事を請け負った者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で解体工事業に係る登録等に関する省令(平成 13 年国土交通省令第 92 号。以下「解体工事業登録省令」という。)で定められた基準に適合する者を置かなければならない。

3 発注者は、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

4 受注者は、工事現場ごとに建設業法施行規則及び解体工事業登録省令で定められた事項を記載した標識を掲げなければならない。

(工事完了後に行うべき事項)

第 13 条 対象建設工事の受注者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、発注者へ再資源化等報告書(様式 3)で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

2 受注者は、建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を 5 年間保管しなければならない。

3 計画課技術管理係は、提出された電磁的記録を集約し都市整備局技術管理室に提出しなければならない。ただし、受注者が COBRIS プラスに各書面に記載すべき事項を入力した場合は、計画課技術管

理係が電磁的記録を都市整備局技術管理室に提出したものとみなす。

第4章 建設発生土

（搬出の抑制及び工事間の利用の促進）

第14条 発注者及び受注者は、建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めなければならない。

2 発注者及び受注者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める用途に再利用するものとする。

3 発注者及び受注者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との公共工事土量調査等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、建設発生土再生プラントを含む登録型ストックヤード（以下「登録型ストックヤード」という。）の活用及び必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進を図らなければならない。

（工事現場等における分別及び保管）

第15条 受注者は、建設発生土の搬出に当たって、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、建設発生土をストックヤードで保管する場合、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講じるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

（運搬）

第16条 受注者は次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

（1）運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の発生防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること

（2）運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること

（受入地での埋立及び盛土）

第17条 発注者及び受注者は、建設発生土の工事間利用及び登録型ストックヤードの活用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

第5章 建設廃棄物

（分別解体等の実施）

第18条 対象建設工事の受注者は、分別解体等の計画に従い、残存物品の搬出の確認を行うとともに、建設廃棄物に係る分別解体等の適正な実施を確保するために、付着物の除去その他の措置を講じなければならない。

2 解体工事の工程に係る分別解体等の方法は、手作業又は手作業と機械による作業の併用を原則とす

る。

- 3 解体工事等の工程は、次の各号に掲げる工事の種類に応じ、当該各号に定める適切な施工方法に関する基準に従い、分別解体を行わなければならない。ただし、解体工事の場合で建築物等の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しいものについては、この限りでない。

(1) 建築物の解体工事の場合

- ア 建築設備、内装材その他の建築物の部分（屋根ふき材、外装材及び構造耐力上主要な部分を除く。）の取り外し
- イ 屋根ふき材の取り外し
- ウ 外装材並びに構造耐力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り壊し
- エ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

- (2) 前号アの工程において内装材に木材が含まれる場合には、木材と一体となった石膏ボードその他の建設資材（木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。）をあらかじめ取り外してから、木材を取り外さなければならない。

(3) 工作物の解体工事の場合

- ア さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- イ 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- ウ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

(4) 新築工事等の場合

工事に伴い発生する端材等の建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ工事を施工すること

- 4 受注者は、解体工事及び新築工事等において、再生資源利用促進計画、建設廃棄物処理計画等に基づき、次の事項に留意し、工事現場等において分別を行わなければならない。

- (1) 工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること

- (2) 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること

- (3) 特定建設資材廃棄物は確実に分別すること

- (4) 特別管理産業廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別を行うこと

- (5) 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破碎等を行い、分別すること

- 5 受注者は、建設廃棄物の現場内保管に当たって、周辺的生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準に従うとともに、分別した廃棄物の種類ごとに保管しなければならない。

（排出の抑制）

- 第 19 条 発注者及び受注者は、建設工事の施工に当たって、当該工事関係者の協力を得て建設廃棄物の発生を抑制するとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

（処理の委託等）

- 第 20 条 受注者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること

- (2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞ

れ個別に直接契約すること

- (3) 建設廃棄物の排出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること

（運搬）

第 21 条 受注者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- (1) 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること
 - (2) 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の発生の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること
 - (3) 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること
 - (4) 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと
- （再資源化等の実施）

第 22 条 受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。なお、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）は、工事現場から最も近い再資源化のための施設までの距離が建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号）で定められた距離（50 km）を越える場合、または再資源化施設までの道路が未整備の場合で縮減のための運搬に要する費用の額が再資源化のための運搬に要する費用の額より低い場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

2 受注者は、前項に規定するものの以外の建設廃棄物について、再資源化に努めなければならない。

3 受注者は、現場において分別できなかった混合廃棄物について、再資源化等の推進及び適正な処理の実施のため、選別設備を有する中間処理施設の活用にも努めなければならない。

（最終処分）

第 23 条 受注者は、建設廃棄物を最終処分する場合、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第 6 章 建設廃棄物の種類ごとの留意事項

（コンクリート塊）

第 24 条 受注者は、建設工事において、分別されたコンクリート塊を破砕することなどにより再生骨材、路盤材等として再資源化しなければならない。

2 発注者及び受注者は、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める用途への、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

3 発注者及び受注者は、対象建設工事以外の建設工事においても、前項に準じて再資源化されたものの利用に努めなければならない。

（アスファルト・コンクリート塊）

第 25 条 受注者は、建設工事において、分別されたアスファルト・コンクリート塊を破砕することなどにより再生骨材、路盤材等として又は破砕、加熱混合することなどにより再生加熱アスファルト混合物等として再資源化しなければならない。

2 発注者及び受注者は、別表第 3 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める用途への、再資源化されたものの利用に努めなければならない。

3 発注者及び受注者は、対象建設工事以外の建設工事においても、前項に準じて再資源化されたもの

の利用に努めなければならない。

（建設発生木材）

第 26 条 受注者は、建設工事において分別された建設発生木材をチップ化することなどにより、木質ボード、木質マルチング材及び堆肥等の原材料として再資源化し、原材料として再資源化することが困難な場合などにおいては、熱回収をしなければならない。

なお、建設発生木材は指定建設資材廃棄物であり、第 22 条第 1 項に定める場合については、再資源化に代えて縮減すれば足りる。

- 2 受注者は、使用済み型枠の再使用に努めなければならない。
- 3 受注者は、再使用できない使用済み型枠について、再資源化に努めるとともに、再資源化できないものについては適正に処分しなければならない。
- 4 受注者は、工事現場から生じた伐採木、伐根等について、再資源化等に努めるとともに、それが困難な場合には、適正に処理しなければならない。
- 5 受注者は、CCA 処理木材(木材の防腐及び防蟻のためクロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤を木材に注入したものをいう。)について、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCA が注入されている可能性がある部分を含め、これをすべて CCA 処理木材として焼却又は埋立を適正に行わなければならない。
- 6 発注者及び受注者は、別表第 4 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める用途への、再資源化された木材等の利用に努めなければならない。
- 7 発注者及び受注者は、対象建設工事以外の建設工事においても、前項に準じて再資源化された木材等の利用に努めなければならない。

（建設汚泥）

第 27 条 受注者は、発生する建設汚泥を有償売却できる性状のもの(利用用途に照らして有価物に相当する品質を有するものをいう。)とし、売却又は自ら利用(他に有償売却できる性状のものを排出事業者たる受注者が自ら利用することをいう。)及び廃棄物処理法に規定する再生利用個別指定制度等の活用により再資源化に努めなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、建設汚泥で再資源化されたものの利用に努めなければならない。
- 3 受注者は、処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

（廃プラスチック類）

第 28 条 受注者は、分別された廃プラスチック類を、再生プラスチック原料、燃料等として再資源化に努めなければならない。

- 2 建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等について、当該建設工事の関係者はできる限りリサイクルに協力するよう努めるとともに、再資源化できないものについては、適正な方法で縮減を図るよう努めなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、再資源化されたプラスチック類等の利用に努めなければならない。

（廃石膏ボード等）

第 29 条 受注者は、分別された廃石膏ボード、廃ロックウール化粧吸音板、廃ロックウール吸音・断熱・保温材、廃 ALG 板(廃軽量気泡パネルをいう。)等の再資源化等に努めなければならない。この場合において、再資源化に当たっては、廃棄物処理法に規定する広域再生利用環境大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用するよう努めなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、再資源化された石膏ボード等の利用に努めなければならない。
- 3 廃石膏ボードは、安定型処分場で埋立処分することができないため、発注者及び受注者は分別し、石膏ボード原料等として再資源化及び利用の促進に努めなければならない。
- 4 石膏ボードの製造に携わる者による新築工事の工事現場から排出される石膏ボード端材の収集、運搬、再資源化及び利用に向けた取組に、当該建設工事の関係者はできる限り協力するよう努めなければならない。

(混合廃棄物)

第 30 条 受注者は、混合廃棄物について、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化等及び再資源化されたものの利用の促進に努めなければならない。

- 2 受注者は、再資源化等が困難な建設廃棄物を最終処分する場合は、中間処理施設において選別し、熱しゃく減量を 5%以下にするなど、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

(特別管理産業廃棄物)

第 31 条 受注者は、解体工事を行う建築物等に用いられた飛散性アスベストの有無の調査を行わなければならない。飛散性アスベストがある場合は、事前に除去等の措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、飛散性アスベスト、PCB 廃棄物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。

(特殊な廃棄物)

第 32 条 受注者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。

- 2 受注者は、非飛散性アスベストについて、解体工事において、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び廃棄物の処理においては、粉じんの飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

第 7 章 雑則

(雑則)

第 33 条 この要綱の実施に際し必要な事項は、給水部長が定める。

附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日より実施する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 4 月 20 日改正）

(実施時期)

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日より実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和 2 年 5 月 1 日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日改正）

(実施時期)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 4 月 28 日改正）

(実施時期)

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日より実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和 4 年 5 月 1 日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 4 月 24 日改正）

(実施時期)

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日より実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和 5 年 5 月 1 日以後に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 9 月 30 日改正）

(実施時期)

- 1 この改正は、令和 7 年 10 月 1 日より実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以後に策定又は改定した仙台市単価等を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

別表第1 建設発生土を利用する場合の区分と用途（第14条関係）

区 分	主たる用途
第1種建設発生土 （砂、レキ及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 （砂質土、レキ質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

別表第2 コンクリート塊を利用する場合の区分と用途（第24条関係）

区 分	主たる用途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生コンクリート砂	工作物の埋戻し材料及び基礎材
再生粒度調整碎石	その他舗装の上層路盤材
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料

（注） 1 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。

2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材などの強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

別表第3 アスファルト・コンクリート塊を利用する場合の区分と用途（第25条関係）

区 分		主たる用途
再生骨材	再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
	再生粒度調整碎石	その他舗装の上層路盤材
	再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
	再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生アスファルト合材	再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及びその他舗装の上層路盤材料
	表層、基層用再生加熱アスファルト混合物	道路舗装その他舗装の基層用材料及び表層用材料

- (注) 1 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。
- 2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材などの強度、耐久性等の品質を特に確認の上利用するものとする。

別表第4 建設発生木材を利用する場合の区分と用途（第26条関係）

区 分	主たる用途
再生木質ボード (パーティクルボード、繊維版、木質系セメント板など)	建築用資材 型枠材
小径丸太材(間伐木)	公園資材 土留用資材
伐木材チップ	緑化基盤材 マルチング材

- (注) 1 マルチング(mulching)とは、作物の根元の周りにわらや木の葉などをかぶせて土の乾燥や湿りすぎを防ぐ手法を指す。